

200500015B

厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

## 福祉資金貸付制度の効果と課題に関する研究

平成 16 ～ 17 年度 総合研究報告書

主任研究者 青木 紀

平成 18 (2006) 年 3 月

## 目 次

I. 総合研究報告	
福祉資金貸付制度の効果と課題に関する研究	..... 1
青木 紀	
II. 研究成果の刊行に関する一覧表	..... 7
III. 研究成果の刊行物・別刷	..... 9

# I . 総合研究報告

## 福祉資金貸付制度の効果と課題に関する研究

主任研究者 青木 紀 北海道大学大学院教育学研究科・教授

研究要旨：福祉関連の貸付資金制度がいかなる役割を果たしているかは、セーフティネットの検証のみならず、低所得世帯の生活困難からの脱出・自立という点で重要である。とくに、子どもの進学・修学面での貸付金制度の効果の検証は、次世代の展望あるいは教育の不平等の是正という面でも小さくない意味を持っている。だが関連する研究は皆無であった。本研究では、①生活福祉資金制度における修学資金貸付、②および母子寡婦福祉資金制度における修学資金貸付に関わる現状分析を通し、その効果と問題点を明らかにし、政策充実に寄与することを目的とした。この分析と考察からいえることは、福祉資金による修学資金は、いわゆる「育英会奨学金（日本学生支援機構）」の補完的意味をもって、とくに中等教育・高等教育修学援助には大きな意味を持っている。だが、もともと「家族依存」度の高い日本の教育システムでは、なお不利を是正し、不平等をなくすまでの効果を果たしているとはいえない。とくにこのような福祉資金を合理的に利用して目標を遂行できない世帯に対する効果的なソーシャルワークも求められている。しかし、そのためには、援助する側の労働・雇用条件の改善も必要である。

### 分担研究者

岩田美香（北海道医療大学看護福祉学部助教授）、六波羅詩朗（国際医療福祉大学医療福祉学部教授）、研究協力者：鳥山まどか（北海道大学教育学研究科博士課程）

制度の効果の検証は、次世代の展望あるいは教育の不平等の是正という面でも小さくない意味を持っている。だが関連する研究は皆無であった。本研究では、①生活福祉資金制度における修学資金貸付、②および母子寡婦福祉資金制度における修学資金貸付に関わる現状分析を通し、その効果と問題点を明らかにし、政策充実に寄与することを目的とした。

### A.研究目的

いくらかの景気回復感が語られているとはいえ、なお先行きが不透明な日本経済の中で、福祉関連の貸付資金制度がいかなる役割を果たしているかは、セーフティネットの検証のみならず、低所得世帯の生活困難からの脱出・自立という点で重要である。とくに、子どもの進学・修学面での貸付金

### B.研究方法

すでにこの研究を始める前に、北海道社会福祉協議会とともに道内の生活福祉資金（修学資金）借受世帯の大規模アンケート

調査やインタビュー調査を進めていたことから、16年度においては主として母子寡婦福祉資金（修学資金）借受世帯アンケート調査を中心にすすめた。具体的には、札幌市と北海道の協力を得て、個人情報保護法にも配慮しながら、「2003年度申請書」の分析（札幌市136世帯、道内の2支庁126世帯）と、同地域を対象に郵送アンケート調査を実施し（回収率33.3%、30.8%）、不備のある調査票を除いた253票、369票を分析した。17年度には訪問インタビュー調査を行った。また長野県を対象に、同県社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金（修学資金）借受世帯を対象にアンケート調査を実施した。具体的には平成10年以降の借受世帯544世帯にアンケート調査の承諾依頼を行い、回答のあった179世帯のうちの103世帯にアンケート票を送付し、81票を回収（回収率78.6%）し、インタビュー調査も行った。さらに全国母子自立支援員研修会（2005年9月）に参加した母子自立支援員を対象に、母子及び寡婦福祉資金に関するアンケート調査を行い、108票を送付し、96票を回収した（回収率88.9%）。また、全国的な動向などについては全国社会福祉協議会などから資料を得た。

なお申請書調査、アンケート調査、訪問インタビュー調査、いずれも個人情報保護に関連することから、関連機関と十分な協議の上、最大限の配慮をしながら実施した。

### C.研究結果

①平成14年度の文部科学省による「学生生活調査」によれば、4年制大学の昼間部学生の親の平均年収は、国公立の平均で897万円であり、学生の平均年間収入224

万円のうちおよそ70%が親からの「給付」（援助）となっている。その中で「育英会奨学金」利用者の親の年収は800万円未満が72.8%、600万円未満では47.7%、400万円未満では21.9%である。

②生活福祉資金貸付利用者世帯についてみると、北海道の場合、生活福祉資金利用者世帯の年収は、高校利用世帯では500万円以下が96.8%、大学利用世帯で90.2%であった。なお長野県では、高校の利用者は件数が少ないので省略するが、大学利用世帯で500万円以下が74.6%であった。

③母子寡婦福祉資金利用世帯についてみると、北海道の場合、年収300万円未満世帯が札幌市の高校利用世帯の74.4%、大学利用世帯の70.8%を占め、道内（札幌市を除く）ではそれぞれ88.3%、72.1%であった。

④なお母子寡婦福祉資金制度利用者で、これ以外の資金を借り受けているかどうかでは、札幌市の高校利用世帯の33.0%、大学利用世帯の31.4%、道内の高校利用世帯の22.9%、大学利用世帯の46.5%が何らかの資金を「利用した」（複数のローンの借入）と回答していた。

⑤借入効果を、さしあたって端的に「卒業したかどうか」でみると、「卒業した」および「在学中」の合計は、生活福祉資金制度の場合、親回答で高校利用世帯の82.5%、大学利用世帯の91.8%（長野では94.9%）であった。母子寡婦福祉資金制度の場合では、親回答で「卒業した」および「在学中」の合計は、札幌市においては高校利用世帯で90.4%、大学利用世帯で91.9%、道内ではそれぞれ92.1%、87.6%であった。

⑥就職した場合、常勤雇用あるいは正社

員・正職員の割合は、生活福祉資金制度利用者の場合（親回答）、高校利用者が58.9%、大学利用者が79.8%であった。母子寡婦福祉資金制度利用者の場合では、札幌市の高校利用者が77.4%、大学利用者が81.1%、道内ではそれぞれ72.3%、85.5%であった。

⑦借受に伴う償還に関して見ると、生活福祉資金制度の場合、現在返済中で「滞納していない」（親回答）は、高校利用で65.2%、大学利用で87.8%（長野県で88.9%）であった。母子寡婦福祉資金利用の場合では、現在返済中で「滞納していない」は、札幌市での高校利用で58.8%、大学利用で81.0%、道内はそれぞれ72.5%、85.0%となっていた。

⑧滞納状況を別紙料で補足しておく、一般に生活福祉資金の各種貸付でもっとも償還率の高い修学資金貸付ではあるが、それでも2004年度では償還率は47.1%（北海道）、長野県では償還率ではないが、同じくほかの貸付資金に比較してもっとも滞納率の低い修学資金ではあるが、修学資金貸付世帯の中で「3ヶ月以上」「12ヶ月以上」の滞納世帯の占める割合は2004年度で24.3%であった。

⑨借受のためのプロセスについていえば、たとえば、もともと保証人が得にくいところに（とくに、母子寡婦福祉資金において）保証人を探さなければならない気苦労、あるいは手続き上の煩雑さや支給までの時間、また職員や民生委員などの対応にも問題が少なくないことは、アンケートの自由記述やインタビューから伺えた。数字としてあげれば、たとえば、母子自立支援員に行ったアンケート結果よれば、「お母さんの不満

が出ている」は50%を占めていた。

⑩貸付や返還に関わる業務は、以上のことと関連して大きな課題となっているが、生活福祉資金の運營業務に当たる職員や民生委員には相当な負担でもある。また母子自立支援員アンケート結果によれば、「是非、常勤として労働条件を整えてほしい」が72.9%、それと関連して「今の報酬では、自立を支援する立場の支援員が転職も考えなければならぬ厳しい状況」「自立支援員の給料が自立できない金額という笑えない現状」などの声も出ている。支援する側の条件整備も求められている。

#### D.考察

福祉貸付制度の低所得世帯に対する修学資金貸付制度は、いわゆる育英会奨学金制度の「補完」的役割を果たし、貧困・低所得世帯で生活を余儀なくされている子どもの教育保障の一端を制度的に担っていることは明らかである。そしてこの制度がなければ、もともと不利な位置にある子どもや若者の不利を、間違いなくさらに増幅させるであろう。

効果という点では、とくに大学利用の場合では、就職も正規雇用の場合が多く、大学での専門を生かしている場合も多く見られる。しかし、わが国の教育保障の「家族依存的」な性格は、容易には返還に伴う「大変さ」を消すものではない。たとえば、母子自立支援員へのアンケート結果では、「返済滞納の主要因」に「母親の職業に不安定さ」を挙げている者が93.8%（複数回答）、「子どもの卒業後の職業の不安定さ」が84.4%であり、「子どもの進学後の努力不足」は44.8%、「よく考えずに資金を利用した

から」は 42.7%となっていることなどは、問題が社会的な要因、とくに就業問題と関わっていることを端的に示している。

とはいえ、支援員の視点を加えて判断すれば、このような資金利用をめぐっては、大きくいえば二つのタイプが析出されてくるように思われる。一つは、福祉資金貸し付けが「無利子」であることを積極的に、「合理的」に利用して、困難な局面をとにかく乗り切り、子どもたちの将来につなげていける借受世帯と、「せめて高校だけは」としつつも、途中でその努力が実らないタイプである。後者の場合は、単に修学資金を貸し付けするだけでなく、子どもや親を対象にした、家族に対する総合的なサポートが求められる。

とりわけ後者については、たとえば「申請人が失業、転職、また子どもが中途退学、無職、ニート等で返済が困難なことが多い。また、生活保護世帯も少なくなく、生活を圧迫しており、滞納となる。貸付についての親子間での認識が薄く、事前の説明が必要になっている。」「滞納は早期発見、早期治療が重要です。滞納額が高額になると借り主の返済意欲が低下し、あきらめの状態となります…2, 3 回未納の時が一番大事だと思います。そのときに必ず本人と連絡を取り、分割納付をしてもらいようにします。納付があつたら、納付を確認した旨の文書を本人に送付し、『今後ともよろしくお願ひします』と、感謝と励ますことがとても効果的な方法です。償還率が 10%以上は UP すると思います(実証済みです)」「(母子自立支援員)ということからすると、様々な工夫と努力がなされていることがわかる。しかしそれもまた、支援する側の条件整備

と重なっていることは留意すべきである。

しかし、先にもふれたように、滞納の問題や償還率の問題も、結局はわが国の教育保障をめぐる問題、すなわち、OECD 諸国で最下位に近い GDP にしめる教育に関わる公的部分の負担の低さ、いいかえれば家族負担の重さ、そして労働市場の不安定さという構造的な問題に関わっていることは明らかである。

### E. 結論

福祉資金貸付制度における修学資金の効果は間違いなくある。また、貸付から返還までのプロセスでは、申請手続きからフォローまでなお改善する余地もある。さらに、現在、一方では生活保護制度の改革によって生活保護世帯の高校進学には「生業扶助」という名目であれ「給付」となる中で、他方では児童扶養手当の削減の中で「貸付(ローン)」による対応が求められるという、相反するような動きも見られている。そして、高校と大学と複数の借入に頼るとすれば、その返還額の重さは若者の自立を、親の家計を苦しめることになるし、不平等も、すべてが親依存の若者に比較すれば、むしろます面もある。

以上のような諸点を考慮すると、とくに滞納世帯に対しては、個別対応のソーシャルワーク的機能の発揮とその確立が求められるが、同時に、「せめて高校までは行かせたい」という貧困・低所得層の親の「願ひ」を実現しようとするれば、もはや、少なくとも公立高校の授業料の無償化ということまで進むべきかとも思われる。新聞でも高校生の 11 人に 1 人が授業料免除を受けていることが報じられ、北海道の地方高校では生

徒の半分以上が免除か滞納にある場合も少なくない。こうした中で、教育保障の平等は、国の責任として無償化を通じて「せめて高校レベル」までは実現すべきだと思われる。母子自立支援員の回答に「高校は授業料を無償にした方がいい」(58.3%)という声が出ているのも、このような状況を反映してのことであろう。

#### F.健康危険情報

特になし。

#### G.研究発表

##### 1. 論文発表

青木紀「子どもの発達を豊かにする生活・教育保障の方向—ライフチャンスの平等—」『総合社会福祉研究』第28号、2006年3月。15-21頁。

青木紀「貧困・低所得家族の教育戦略の現実から何が見えるか—教育社会学の課題—」『北海道大学大学院教育学研究科紀要』第97号、2005年12月。105-126頁。

岩田美香・鳥山まどか「母子福祉資金貸付制度に関する母子自立支援員への調査結果報告」『教育福祉研究』第12号、印刷中。

鳥山まどか・岩田美香「母子寡婦福祉資金（修学資金）貸付制度の現状と課題に関する調査結果」『教育福祉研究』第11号、2005年。43-66頁。

鳥山まどか・岩田美香「生活福祉資金（修学資金）貸付制度の現状と課題に関する調査結果」『教育福祉研究』第12号、印刷中。

鳥山まどか「貧困・低所得世帯への教育費支援—生活福祉資金貸付制度を中心に」『社会福祉学』46巻1号、2005年。40-50頁。

##### 2. 学会発表

青木紀「貧困・低所得家族の教育戦略の現実から何が見えるか—教育社会学の課題」日本教育社会学会・課題研究1(育児教育戦略から問う家族と現代社会)、2005年9月。

鳥山まどか「子どもの教育と家計—修学資金（生活福祉資金）利用世帯の実態と教育費援助制度の問題点」日本社会福祉学会、2004年10月。

鳥山まどか「母子世帯への教育費支援—母子寡婦福祉資金貸付制度を中心に」日本社会福祉学会、2005年10月。

#### H.知的財産権の出願・登録状況

特になし。



## Ⅱ. 研究成果の刊行に関する一覧表

## Ⅱ. 研究成果の刊行に関する一覧表

雑誌

著者氏名	論文タイトル名	発表雑誌	巻号	ページ	出版年
鳥山まどか 岩田美香	母子寡婦福祉資金(修学資金)貸付制度の現状と課題に関する調査結果	教育福祉研究	第11号	43-66	2005年
鳥山まどか 岩田美香	母子寡婦福祉資金(修学資金)貸付制度の現状と課題に関する調査結果書	北海道大学大学院 教育福祉論分野		1-49	2005年
岩田美香 鳥山まどか	母子福祉資金貸付制度に関する母子自立支援員への調査結果報告	教育福祉研究	第12号	印刷中	2006年
鳥山まどか	貧困・低所得世帯への教育費支援—生活福祉資金貸付制度を中心に—	社会福祉学	46巻1号	40-50	2005年
鳥山まどか 岩田美香	生活福祉資金(修学資金)貸付制度の現状と課題に関する調査結果	教育福祉研究	第12号	印刷中	2006年
青木紀	貧困・低所得家族の教育戦略の現実から何が見えるか—教育社会学の課題—	北海道大学大学院 教育学研究科紀要	第97号	105-126	2005年
青木紀	子どもの発達を豊かにする生活・教育保証の方向—ライフチャンスの平等—	総合社会福祉研究	第28号	15-21	2006年

### Ⅲ. 研究成果の刊行物・別刷

# 母子寡婦福祉資金（修学資金）貸付制度の現状と課題に関する 調査報告

鳥山 まどか・岩田 美香

## 1. 調査の目的と概要

### (1) 調査目的

本研究は、母子寡婦福祉資金貸付制度、なかでも修学資金についての利用効果に関する分析を主な目的としている。しかしこれまで、この制度に関するデータの積み上げは、ほとんど成されておらず、単に償還率の把握に終わっていた。そこで、まず利用者の生活実態や運用面においての問題点、制度利用後の子どもたちの状況や返済についての基礎的データを提供することを通して、この制度の意義を考えていくものとする。

なお、本研究は「福祉資金貸付制度の効果と課題に関する研究」(代表：青木紀、厚生労働省科学研究費補助金・政策科学推進研究事業・課題番号H-16-政策-004)の交付を受けた研究の一部である。

### (2) 実施した2種類の調査についての概要

上記目的にそって、札幌市および北海道内の2地域において、以下の2つの調査を実施したが、本報告では札幌市についての結果を報告する。

#### 1) 「2003年度申請書」による調査

##### ① 手続きと期間

札幌市の協力を得て、2003年度に申請を受けた母子寡婦福祉資金・修学資金の申請書類の中から分析項目についてのみ抽出し、提出してもらった。分析対象世帯は、全部で136世帯であり、そのうち10世帯が寡婦世帯であった。調査時期は、2004年12月～2005年2月である。

##### ② 調査内容

- ・借入れのための進学先、貸付決定金額、連帯保証人の続柄
- ・母子になった理由、子どもの数

- ・申請者の職業・月収、申請者以外の月収
- ・生活保護受給の有無、児童扶養手当の有無

### 2) 利用者へのアンケートによる調査

#### ① 手続きと期間

札幌市との共同調査として、2003年度までに修学資金を利用した母子家庭および寡婦家庭の母親に対して、郵送による質問紙調査を実施した。利用者のプライバシーの保護から、宛名書きは札幌市が実施した。2003年度までの借受け世帯のうちから、「申請者が母親」であり、「複数の子どもに対して借受けている場合には第一子の申請」である1,511世帯を選び出し、800世帯をランダムに抽出して郵送した。回収は郵送により実施したが、宛名先不明で5通が返送され、265通を回収した(返送を除いた回収率33.3%)。そのうちデータが不備である12票を除いた253票を分析対象とした。期間は、2005年1月中旬に発送し、2月15日までに返送されたものを対象とした。

#### ② 調査内容

- ・資金を利用するための進学先(高校か、高校より上の学校か)
- ・資金の利用の内容(借入額とその評価)
- ・資金利用のいきさつ(情報の入手、家庭の状況、他の借入れについて)
- ・資金申し込みの手続き(申し込み手続きの評価、連帯保証人の現状、子どもとの相談)
- ・資金利用後の子どもの状況(学校入学後の状況、就職の状況、現在の子どもの状況)
- ・母親の生活状況(子どもとの同居の有無、母親の生活状況、世帯年収)
- ・資金の返済について(返済の状況、返済についての困難さ)
- ・資金利用の感想(資金に対する評価)

### 3) 今後の調査予定

今後は上記の調査に加え、2)におけるアンケート調査において承諾を得た利用者への面接調査を実施する予定である。さらに次年度には、道外において一連の調査を実施することとなっている。

## 2. 「2003年度申請書類」による調査

この調査は、後述のアンケート調査における被調査者のサンプリングの偏りを補う意味で、一年間の申請者全体の分析を試みた。

### (1) 借入れの様子

2003年度の借入れの136世帯のうち、高校進学のために資金を利用した世帯は34世帯(25%)、高校より上の学校への進学(以下、大学等進学)のためは102世帯(75%)であり、大部分が大学等進学のために利用していた。さらにその内訳を見ると、高専2人・短大35人・大学43人・専修学校22人となっている。

貸付の決定金額は、高校進学の場合は、最低金額54,000円～最高金額540,000円と、約10倍の開きがあり平均金額は263,968円である。一方、大学等進学の場合についても最低金額90,000円～最高金額1,098,000円と貸付額に開きがある

が、かかる費用が高額であるため、その平均金額も598,771円となっている。貸付金額毎の分布は表1の通りである。

また、貸付を受ける際に必要な連帯保証人の続柄についてみると親族が中心であるが、その内容は多岐に渡っている。申請書類に記載された内容をまとめたものが、以下の表2、表3である。

### (2) 利用者の属性

#### 1) 世帯の状況

貸付を受けた母子世帯の状況を見ると、高校進学では全ての母親が離婚により母子世帯となっている。大学等進学においても88世帯は離婚によって母子世帯となっており、夫の死亡によるものは13世帯である。子どもの数では、高校進学・大学

表1 貸付決定額 (単位 人、%)

	高校進学	大学等進学
10万円未満	3 (8.8)	1 (1.0)
10万以上～30万円未満	16 (47.1)	8 (7.8)
30万以上～50万円未満	13 (38.2)	27 (26.5)
50万以上～70万円未満	2 (5.9)	28 (27.5)
70万以上～100万円未満	0 (0.0)	36 (35.3)
100万円以上	0 (0.0)	2 (2.0)
合計	34 (100.0)	102 (100.0)

表2 連帯保証人の続柄 (高校進学)

(単位 人、%)

続柄		内訳 (申請書への記載通り)
親	4 (11.8)	父3、母1
きょうだい	10 (29.4)	兄4、姉2、実兄2、実妹1、弟1、
子ども	1 (2.9)	次男1、
その他の親戚	13 (38.2)	義兄3、従兄弟2、おば1、義弟1、義姉1、姉の夫1、従兄1、叔父1、叔母(父の妹)1、伯父1
知人	5 (14.7)	友人4、知人1
その他	1 (2.9)	母(子が申請者)1

表3 連帯保証人の続柄 (大学等進学)

(単位 人、%)

続柄		内訳 (申請書への記載通り)
親	9 (8.8)	父4、母3、実父1、実母1、
きょうだい	31 (30.4)	弟8、兄7、実弟6、姉3、妹3、実兄2、実姉2、
子ども	3 (2.9)	長女2、子1、
その他の親戚	30 (29.4)	義兄10、姉の夫3、叔父3、義弟4、従兄2、いとこ1、甥1、義父1、従妹の夫1、叔母1、長女の夫1、伯父1、妹の夫1
知人	24 (23.5)	知人10、友人10、上司2、会社の上司1、雇用主1、
その他	5 (4.9)	元夫(子の父ではない)1、子の上司1、夫の子1、母子会会長1、(空白)1

等進学ともに「2人」が最も多く、次いで「1人」となっている（表4）。

家族構成では、高校進学で1世帯のみが祖母との同居世帯であり、大学等進学では10世帯に祖父母が記載されていたが、大部分の母子・寡婦世帯は母子のみで生活している（表5）。

## 2) 申請者の職業と収入

申請者の職業も、職種と雇用形態とが混在する

表4 子どもの数（単位 人、%）

	高校進学	大学等進学
1人	10 (29.4)	33 (32.4)
2人	20 (58.8)	57 (55.9)
3人	3 (8.8)	11 (10.8)
4人	0 (0.0)	1 (1.0)
5人	1 (2.9)	0 (0.0)
合計	34 (100.0)	102 (100.0)

表5 母子以外の同居者（単位 人、%）

	高校進学	大学等進学
祖母	1 (2.9)	7 (6.9)
祖父	0 (0.0)	1 (1.0)
祖父母	0 (0.0)	2 (2.0)
なし	33 (97.1)	92 (90.2)
合計	34 (100.0)	102 (100.0)

形で多様に記載されていた。それを厚生労働省「全国母子世帯等実態調査」の職業カテゴリに沿って再分類したものが表6である。なお、無職であるのは高校進学で2人(5.9%)、大学等進学で13人(12.7%)である。

母親の月収金額についても、高校進学で最低60,000円～最高439,739円(平均165,095円)と、かなりの開きはあるが、半数以上が10万～20万円未満に属している（表7）。

また、母親以外の世帯員による収入はないという世帯が半数を超えている（表8）。児童扶養手当は、高校進学で28人(82.4%)・大学等進学で44人(32.4%)が取得しており、生活保護は、高校進学で4人(11.8%)・大学等進学で15人(11.0%)と1割程度が受給していた。

表7 申請者の月収（単位 人、%）

	高校進学	大学等進学
0円	0 (0.0)	6 (5.9)
1円～10万円未満	8 (23.5)	11 (10.8)
10万～20万円未満	18 (52.9)	59 (57.8)
20万～30万円未満	6 (17.6)	22 (21.6)
30万円以上	2 (5.9)	4 (3.9)
合計	34 (100.0)	102 (100.0)

表6 申請者の職業（単位 人、%）

	高校進学	大学等進学	内訳（記載通り）
専門的・技術的職業	4 (11.8)	14 (13.7)	看護師、準看護師、看護助手、介護士、介護福祉士、介護職、訪問介護員、デザイナー、ニットソーイング教室インストラクター、ピアノ教授
管理的職業	0 (0.0)	1 (1.0)	団体役員
事務	15 (44.1)	35 (34.3)	会社員、事務員、集金員、営業職員、商品管理、団体職員
販売	5 (14.7)	10 (9.8)	販売員、店員、金融・保険業、生命保険外交員、卸売業、販売店員、洋服販売員、婦人服販売レジスター係
農林・魚業	0 (0.0)	1 (1.0)	農業
技能工・生産工程及び労務	2 (5.9)	4 (3.9)	清掃員、配送業、清掃業、清掃パート
サービス職業	2 (5.9)	9 (8.8)	アートメイクアーティスト、ホームヘルパー、ヘルパー、キャディ、サービス業、司会業、美容師
その他	0 (0.0)	1 (1.0)	業務員
従業上の地位のみ記載	4 (11.8)	14 (13.7)	パート、派遣社員、自営業
無職	2 (5.9)	13 (12.7)	
合計	34 (100.0)	102 (100.0)	

注) 再分類は、原則として「日本標準職業分類」に従った。

表8 申請者以外の世帯員の月収  
(単位 人、%)

	高校進学	大学等進学
0円(なし)	19 (55.9)	51 (50.0)
1円～10万円未満	11 (32.4)	17 (16.7)
10万～20万円未満	2 (5.9)	13 (12.7)
20万～30万円未満	2 (5.9)	10 (9.8)
30万円以上	0 (0.0)	1 (1.0)
合計	34 (100.0)	102 (100.0)

### 3. 「母子寡婦福祉資金・修学資金アンケート」による調査

以上の申請者全体の傾向を踏まえながら、以下からは、今回行ったアンケート調査の結果について分析する。この資金は、2人以上の子どもの就学や、高校と大学など、1人の子どもの複数回にわたる就学を利用されることも少なくないが、この調査では、最初に利用した子どもの、最初の借入れを中心に聞いた。なお、回答者を高校や高専への進学（以下、高校等利用者）と、高校卒業後の大学・短大・専門学校等への進学（以下、大学等利用者）とに分けるが、先の申請書類では、高専は「大学等進学」に含まれている。卒業によって得られる学歴から言えば、短大等と同じ「大学等進学」とすべきであるが、このアンケート調査は、「いつの時点で修学資金を利用し始めたか」を基準

表9 高校等利用者の子どもが就学した学校  
(単位 人、%)

公立高校	42	(44.7)
私立高校	50	(53.2)
高専	1	(1.1)
無回答	1	(1.1)
合計	94	(100.0)

にしたため、高専は「高校等利用者」に含めることとした（結果として、高専就学に利用したとの回答は1人であった）。

#### (1) 修学資金利用の内容

##### 1) 修学資金を利用した学校

有効回答 253 票のうち、高校等利用者は 94 人 (37.2%)、大学等利用者は 159 人 (62.8%) であった。

大学等利用者の大部分が私立の学校への就学はこの資金を利用している一方(表 10)、高校等利用者の 4 割強は公立高校への就学を利用している(表 9)。

##### 2) 借入れの内容

この調査の対象は修学資金利用者であるが、高校等利用者の 47.9% (45 人)、大学等利用者の 39.0% (62 人) は、同時に就学支度資金も利用している。就学支度資金も含めた借入れの総額は、高校等利用者では 100 万円未満まででおよそ 8 割を占める。一方、大学等利用者の借入額はより大きい者が多く、200 万円以上利用している者も 2 割を超える(表 11)。

この金額について、高校等利用者では 55.3% (52 人)、大学等利用者では 71.7% (114 人) が、

表 10 大学等利用者の子どもが就学した学校  
(単位 人、%)

公立大学	15	(9.4)
私立大学	75	(47.2)
私立短期大学	18	(11.3)
公立専門学校	2	(1.3)
私立専門学校	42	(26.4)
その他	4	(2.5)
無回答	3	(1.9)
合計	159	(100.0)

表 11 借入れの総額  
(単位 人、%)

	10万円未満	10-30万円未満	30-50万円未満	50-100万円未満	100-150万円未満	150-200万円未満	200万円以上	無回答	合計
高校等利用者	4 (4.3)	18 (19.1)	23 (24.5)	29 (30.9)	12 (12.8)	4 (4.3)		4 (4.3)	94 (100.0)
大学等利用者	1 (0.6)	4 (2.5)	2 (1.3)	25 (15.7)	44 (27.7)	45 (28.3)	34 (21.4)	4 (2.5)	159 (100.0)

注) 就学支度資金を同時に利用している場合には、修学資金と就学支度資金の借入れ総額。

子どもを学校に行かせるには「足りなかった」としている。アンケートの最後の設問として設けた自由回答（以下、自由回答）でも、以下のような借入額に関しての記述が見られる。

- ・対象が入学金と授業料に限られており、私学等は、それ以外の施設費、諸費がほぼ月納入金の半額位になる為、全てを貸付対象にしてほしい。年間予算はあるでしょうが、担当者によって貸付額を満額でなく、おさえられるのは、困ります。（高校等利用者）
- ・金額の少なさが、どうかと思う。入学する学校が、市内、市外で借入れが出来る、出来ないという点も問題。市内であっても市外と変わらないぐらい交通費等が必要な場合がある。（高校等利用者）
- ・公的資金の借入がなければ、母子家庭の場合、ほとんど大学・専門学校への進学が厳しいので、私の場合は、2人共利用する事ができ、大変ありがたいと思っています。ただ利用金額があまりにも少なく、そのために生活自体は、かなり困窮しておりました。（大学等利用者）
- ・母子福祉資金だけでは、足りず、育英会・大学と三ヶ所借りて、現在33歳の息子は、給料・ボーナス引きで返却しております。（大学等利用者）
- ・その学校により授業料の額が違いすぎるので、本当はその大学に合わせての授業料を払えるだけ個人個人の金額を考えて借してほしい。そうすると借入先が1個所ですんでいいかなと思います。（大学等利用者）
- ・資金を借りてとても助かりました。しかし、次

男が大学に行く為に借りたいと思いましたが、納得の行く金額が借りる事が出来なかった様に思います。（大学等利用者）

- ・現在の借入金だけで、進学する事は大変難しく、進学する気持ちのある子供にはもう少し、金額的に考えてほしいと思いました。決められた借入金+アルバイトをしてもつづけられない金額は、ある程度余裕のある人が借りる制度かな？とも思いました。（大学等利用者）

では、母子寡婦福祉資金からの借入れのみでは足りなかった場合は、不足分をどのようにして補ったのだろうか。図1に示したように、最も多くとられている方法は、生活費の切り詰めであり、高校等利用者75.0%（39人）、大学等利用者69.3%（79人）が行っている。預貯金を使ったという者は大学等利用者57.0%（65人）であるのに対し、高校等利用者は30.8%（16人）とそれほど多くないが、不足分を補えるような預貯金がなかった者も少なくないためであると考えられる。生活保護費から補った者は大学等利用者が5.3%（6人）であるのに対して、高校等利用者では25.0%（13人）であり、ここでの高校等利用者には、子どもの就学当時、生活保護を受けている世帯が多かったことが推察される。また特に、大学等利用者の子どもの71.9%（82人）がアルバイトで不足分を補っている。

## （2）修学資金利用の経緯

### 1）どのように制度を知ったか

母子寡婦福祉資金という貸付制度があり、子どもの就学に必要な資金を借りられることをどのよ

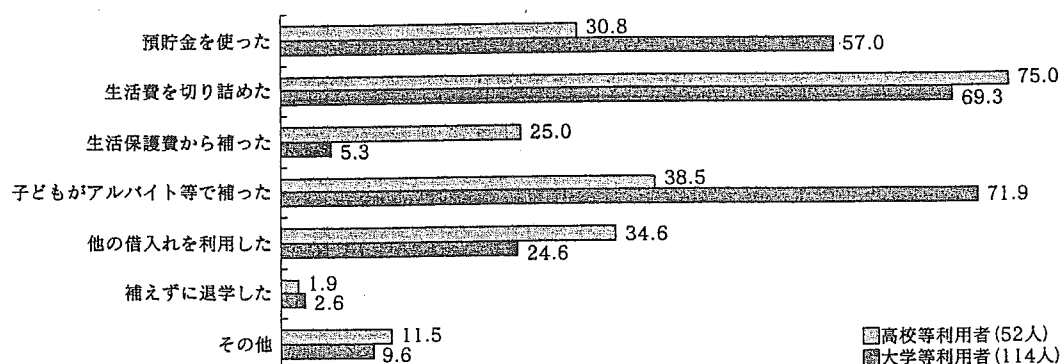


図1 足りなかった分はどのように補ったか（単位 %）



うに知ったかについて、複数回答の形でたずねた(表12)。高校等利用者、大学等利用者ともに、区役所などで知ったという回答が多い。この回答には母子自立支援員や生活保護ケースワーカー等も含まれている。次いで、パンフレットや広報誌で知ったとの回答が多くなっている。また、大学等利用者では、知人に紹介されたとの回答も2割と、高校等利用者に比べて多くあげられている。

しかし、自由回答には、一般的にはこの資金はよく知られていないのではないかとの記述も見られる。

- ・この制度および他の制度の内容が事前にわからなかったのもっとパンフレットとか広報とかがあればいいと思います。資金のことで目度がたてられるので。(高校等利用者)
- ・このような制度を利用して進学が可能になることを知らない方が多いように思えます。返すのは本人ですが、こういう制度を調べるのは、親の義務だと思います。本当に助かりました。(高校等利用者)
- ・母子福祉資金制度がある事が知らない人が沢山います。教えてあげましたが、連帯保証人が大変だと言ってます。私の場合は保証人がいたので助かりました。(高校等利用者)
- ・母子家庭の子供達が高校、大学と学ぶことが出来る希望をつなぐ制度ですが、知らない人が多いと聞きますし、保証人探しで苦労したとも聞きます。返済する人が少ないとも聞きますが、どうか子供の権利のためにこの制度、守ってください。(高校等利用者)
- ・たまたま利用するチャンスに恵まれました。知

らない方もまだいると思います。もう少し多くの方に知る事をすすめたら、と思います。(大学等利用者)

- ・このような公的な制度があるというのは全く知りませんでした。人づてに聞いて頼みましたが、もう少し、他の進学したい母子の方々にもわかるよう、広く開けた制度であって欲しい。私の家の様に、二人子供が無事大学を卒業することが出来るのだから。その後世の中に大変役立つ子になっていますので。(大学等利用者)
- ・初めの2年間、知らなかったので、3年生から利用させてもらいました。もっと学校の方とかでもこの制度を教えてもらえれば助かりました。2年間は、銀行の教育ローンを使いました。(大学等利用者)

## 2) 修学資金の利用に結びついた出来事

図2は、修学資金を利用するきっかけとなった出来事を示している。最も多いのは預貯金の不足であり、高校等利用者71.3% (67人)、大学等利用者79.2% (126人)となっている。欄外への記入や自由回答からは、この「預貯金の不足」という回答には、そもそも預貯金がないという者も多く含まれていることがうかがわれる。また、やはり自由回答からうかがわれることであるが、たとえ失業や疾病といった出来事に遭わずとも、収入の低い母子世帯には、子どもの就学に必要な費用を準備することは難しい者が多いようである。

- ・質問内容が答えに的確でない所がありました。たとえば母親の収入だけでは、生活するのもやっとで、失業していなくても進学させるのは大変です。日本育英会を受けられる学力があっ

表12 貸付制度を知ったのはどこからか(複数回答)

(単位 人、%)

	市役所・区役所・役場	パンフレット・広報誌	民生委員	知人の紹介	学校の紹介	その他
高校等利用者	53 (56.4)	20 (21.3)	1 (1.1)	13 (13.8)	10 (10.6)	4 (4.3)
大学等利用者	77 (48.4)	38 (23.9)	1 (0.6)	33 (20.8)	10 (6.3)	7 (4.4)

注) 回答者数は高校等利用者94人、大学等利用者159人。「市役所・区役所・役場」には、母子自立支援員、生活保護ケースワーカーを含む。

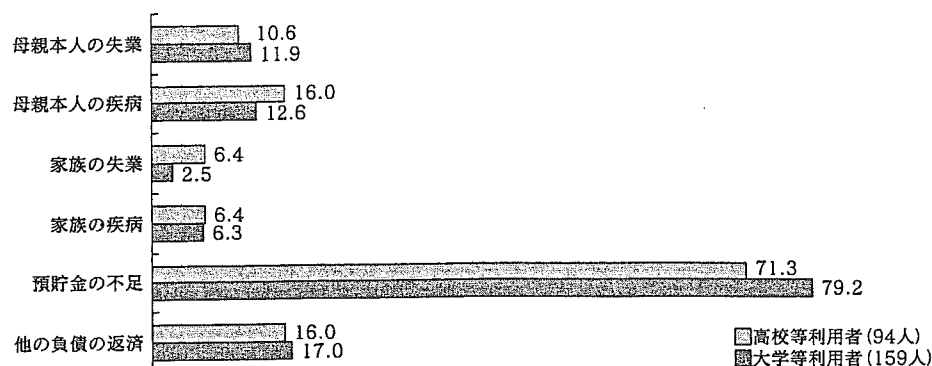


図2 修学資金の利用に関係した出来事（単位 %）

たから助かりましたが、そうでなければ進学はあきらめざるを得ませんでした。（高校等利用者）

- ・男性と比べて女性の給料体系が低い為、母子家庭になってその現実を思い知らされる。（高校等利用者）
- ・我家の娘は医療系の大学に行っていますが、実際母子家庭では、生活をしていくことが大変で、貯金の余裕はありません。ですから、大学の資金は全額（限度額）を借りましたが、卒業してから月々の返済は大変だと思います。その覚悟を子供がよく理解して、実際に返済を終えた時に、本当に利用して良かったと思えると思います。（大学等利用者）

### 3) 修学資金の利用に関する子どもとの話し合い

修学資金の借入れを申し込む際に、この資金を借りることについて、高校等利用者の72.3% (68人)、大学等利用者88.1% (140人)が、子どもと「話し合った」としている。同時に返済についても話し合っている者は、10~15ポイントほど低下し、高校等利用者63.8% (60人)、大学等利用者73.6% (117人)となるが、後から話し合いをした者も高校等利用者で21.3% (20人)、大学等利用者で13.2% (21人)いる。しかし、言い換えると、1割強の者は、子どもとほとんど全く話し合いをせずにこの資金を利用し、返済していることになる。

### (3) 申し込み手続き

#### 1) 手続き上の問題

修学資金の申し込みにあたって、手続きが面倒

だったという者は、高校等利用者56.4% (53人)、大学等利用者50.3% (80人)と半数を超える。より具体的な、申し込みに必要な書類をそろえることについては、高校等利用者の61.7% (58人)、大学等利用者の53.5% (85人)が面倒だとしている。以下の自由回答にも見られるように、特に仕事をしている母親にとっては、書類を取り寄せて、窓口を持っていくための時間をとることも簡単ではない。

- ・用意する書類が多く、期日もあるので、仕事の休日の時に用意しなければならないので、その日が市役所が休みだと大変だった。（高校等利用者）
- ・手続きのめんどろな点、特に書類の多さにはうんざり。取り寄せる書類が多すぎる。（高校等利用者）
- ・申込み時の手続き等が大変面倒でした。保証人の書類も多く大変でした。でも借りる事が出来て助かりました。（大学等利用者）

#### 2) 申し込みから貸付までの期間

借入れの申し込みをしてから、実際に貸付が始まるまでの期間について、高校等利用者の29.8% (28人)、大学等利用者の27.7% (44人)が、日数がかかりすぎたとしている。自由回答には入学金や授業料の納入期限に間に合わないとの記述が見られる。間に合わないために、他から借入れをしなければならぬ者も少なくないようである。また、入学金等を期限内に納入できない場合は、事情を学校に説明しなくてはならず、それが心理的な負担にもなっていることがうかがわれる。

- ・修学資金、支度資金どちらも納入期日前には振り込まれず、結局兄弟等に一時借りる事になりました。現在、2人目の子（大学生、二部）も進学にあたり借入れしましたが、他から借り納入しました。その点を今後、考えていただきたいと思います。蓄えなどがあって間に合うなら支度金等、借りる必要がないと思います。ないから借りるのです。でも本当に助かりました。返済方法・期間などは良いと思います。良い方向に改善される事を望みます。（高校等利用者）
- ・学費は一括で支払わなければいけないので、私立や専門学校は銀行のローンを利用するしかなく、銀行への支払いに福祉資金をあてていました。せめて一年分、一括で借りられたらと思います。（高校等利用者）
- ・修学金を受けるに至って困難だった事は、保証人と、一括に支払う入学金と授業料です。修学金を受けれる事がわかっていても間に合いません。その為、他からお金を借入しなければならず不安になります。出来ることなら修学金が出た後、学校に支払う事が出来る様なシステムがあると安心して過ごせるのですが……。（大学等利用者）
- ・大学校の授業料支払いは年間2回に分けて、修学資金貸付金振込みは年間4回に分けてなので、授業料支払い期日に間に合いません。大学の延納期日は、一ヵ月半、それにも間に合いません。貸付金振込み期日を改善して欲しい。母子世帯という事で、子どもに肩身のせまい思いをさせないように、大学の期日に間に合うようにしてほしい。就学支度資金も同様をお願いします。高校や大学の授業料は、毎年値上がりしましたので、その分も貸付してほしいです。支援員に入学金の支払い期日に間に合わないの、入学時に支払う金額は各自で用意して欲しいと言われましたが、母子家庭でそれを貯められる人は、少ないと思う。子供の将来のために、子供の可能性のために、必要金額、期日内貸付に改善切望。（大学等利用者）
- ・入学後に借入れが出来るのは、不合理だと思う。

本当に必要なのは、入学前では？（大学等利用者）

- ・3月、4月に納めなければならない1期分の納入に、5月にならなければ一回目が出ませんので、それがとても困ります。（大学等利用者）
- ・就学支度資金の支給が遅く、入学の準備をするのに大変だったことが残念に思います。（大学等利用者）
- ・入学金支払日までに間に合わなかったのもう少し早くほしかった。（大学等利用者）

### 3) 連帯保証人について

母子寡婦福祉資金を利用するには、基本的に連帯保証人を設定することが必要である。就学する子どもを借受人とし、母親を連帯保証人とした貸付も行われるようになっているが、このような取り扱いが行われるようになったのはごく最近である。また、無職であるなどで、経済的に自立しているとみなされない場合には、母親が連帯保証人になるという方法をとることはできない。今回の調査は、借受人としてこの資金を利用している母親を対象としており、したがって、全員が別に連帯保証人を設定している。

「札幌市母子及び寡婦福祉法施行細則」では、「連帯保証人は、市内に住所を有し、かつ、独立の生計を営んでいる者」でなければならず、「ただし、市内に住所を有する者を連帯保証人とすることが困難であると認められるときは、(中略)市内に住所を有しない者を連帯保証人とすることができる」とされている。この連帯保証人について、高校等利用者の39.4% (37人)、大学等利用者の34.6% (55人)が、探すのに苦労したとしている。誰に連帯保証人を頼んだかを示しているのが表13である。申請書類の分析結果と同様、多くは親族が連帯保証人となっているが、その中でも特に、母親自身のきょうだいに頼んだ者が多い。また、知人に頼んだ者も、高校等利用者では4割近くいる。

後に見るが、修学資金を利用した感想でも、連帯保証人の設定に抵抗があったとする者が少なくない。以下の自由回答からも、連帯保証人の要件

表 13 連帯保証人になったのは誰か

(単位 人、%)

	親	きょうだい	子ども	その他の 親戚	知人	その他	無回答	合計
高校等 利用者	6 (6.4)	38 (40.4)	2 (2.1)	12 (12.8)	34 (36.2)	1 (1.1)	1 (1.1)	94 (100.0)
大学等 利用者	9 (5.7)	83 (52.2)	9 (5.7)	20 (12.6)	36 (22.6)	2 (1.3)		159 (100.0)

注) 回答者である母親からみた続柄。

を満たす人を探すのも大変であるが、連帯保証人を頼むことの心理的な負担も大きいことがわかる。

- ・連帯保証人を札幌市内で頼む場合、探すのが大変で市外の兄弟で良いと言われなければ借りる事が出来ず、進学もあきらめる所だった。(高校等利用者)
- ・保証人の勤続年数・年齢などが厳しく、大変でした。もう少し軽くしてほしいです。下の子の時は、保証人にあてがないので、借りれません。(高校等利用者)
- ・連帯保証人を自分の年取より多い人に頼まなければならないので大変だと思う。(高校等利用者)
- ・母親に親・兄弟がいなかったので連帯保証人を頼むのに大変だった。(高校等利用者)
- ・今の時代、保証人をお願いする人を探すのが非常に難しいし、相手の家庭に対してもかなりご迷惑をかけてしまう事になった。子供にも精神的な負担をかけることになってしまった。(高校等利用者)
- ・今、連帯保証人を受けないことが常識となっているので、お願いすることは大変で毎年手続きをする時、胃の痛む強いストレスを感じました。でもこの貸付のおかげで大学に進学させることが出来ました。子供のためなら、どんなこともしようと思うので耐えられたと思います。もう1回、子どもの進学があります。母子家庭への支援ならもっと考えたものにして欲しいと思います。(大学等利用者)
- ・保証人をお願いする事に大変苦労した。今の世の中で本当に抵抗も有り、相手も不安だったと

- ・と思うと、心苦しく思いました。(大学等利用者)
- ・次男も今年卒業で(通信高校)大学2部受験したいと勉強中ですが、保証人(今までの)が、リストラで今は無職です。再度、修学資金を借りたいと思っていましたが、難しい。手続きで無理と思われるので、生命保険を解約して授業料に当てようと思っています。(大学等利用者)
- ・連帯保証人になって頂ける人が一人しかいなく、その方がリストラされ、次の保証人を捜すのに大変苦労しました。職業を持たなくても信頼出来るのならそれでいいのでは？経済的に頼る人がいないから、この制度を利用しているのではないのでしょうか？(大学等利用者)
- ・今現在、まだ学校に行ってるので、借入れている最中ですが、毎年毎年保証人の確認の書類を送ったりするのが、実家が遠い分大変。(大学等利用者)
- ・保証人も札幌近くに住む人などと、きまりがきつい。地方出身者、および私のように父母が他界しているものは大変である。(大学等利用者)

#### 4) 他制度の利用

子どもの就学にあたって、高校等利用者の33.0% (31人)、大学等利用者の31.4% (50人)が、母子寡婦福祉資金以外の借入れも利用している。併用した借入れの内容を示しているのが表14である(複数回答)。最も多く利用されているのは日本育英会(現在の日本学生支援機構)の奨学金で、高校等利用者、大学等利用者とも4割を超える。また、大学等利用者では国の教育ローンを併用している者も36.0%と少なくない。高校等利用者では、国や銀行のローン以外の借入れが比較的に利用されているが、欄外の記述から、ここには、